

千葉県報

定例
平成29年12月8日

第13283号

平成29年12月8日(金曜日)

千葉県報

主要目次

水道局管理規程	一
千葉県水道局組織規程の一部を改正する管理規程	一
千葉県水道局処務規程の一部を改正する管理規程	二
告示	二
救急病院の認定	二
救急病院の申出の撤回	二
都市計画区域区分の変更	二
公告	三
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出	三
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(二件)	三
建設業法に基づく処分	四
公共測量の実施(八件)	四
公共測量の終了(二件)	六
都市計画区域区分の関係図書の縦覧	六
都市計画用途地域の関係図書の縦覧	六
都市計画地区計画の関係図書の縦覧(二件)	六
都市計画土地地区画整理事業の関係図書の縦覧	六
建築公聴会の実施	六
特定調達公告	七
落札者等の公告(二件)	七

水道局管理規程

千葉県水道局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成二十九年十二月八日

千葉県水道局長 伊藤 稔

千葉県水道局管理規程第十二号

千葉県水道局組織規程の一部を改正する管理規程

千葉県水道局組織規程(昭和三十四年千葉県水道局管理規程第三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項業務振興課の部第七号中「情報システム開発及び維持管理」を「情報シ

テムの開発」に改め、同部第八号を次のように改める。

八 水道料金及び公共下水道の使用料(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の第十四第一項の規定により、その区域に水道事業の給水区域を含む市からその徴収等に関する事務の委託を受けた公共下水道の使用料をいう。以下同じ。)(以下「水道料金等」という。)の徴収の事務の委託並びに指導及び監督(水道事務所において所掌するものを除く。)に関する事。

第三条第一項業務振興課の部中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同部に次の二号を加える。

十一 公共下水道の使用料等(公共下水道の使用料及びそれに係る延滞金をいう。以下同じ。)(の徴収等に関する事務の総括に関する事。

十二 課において所掌する事務に関する情報システムの維持管理に関する事。

第五条第三号中「口座振替」を「調定(水道事務所において所掌するものを除く。)」に改め、同条第四号中「料金」を「水道料金」に改め、同条第五号から第十号までを次のように改める。

五 水道料金等の徴収の事務の委託を受けた者の検査に関する事。

六 水道料金の収納等に関する事(水道事務所において所掌するものを除く。)

七 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。

八 水道相談に関する事。

九 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関する事。

十 公共下水道の使用料等の算定、請求及び収納等に関する事(水道事務所において所掌するものを除く。)

第五条に次の一号を加える。

十一 公金の出納(財務課において所掌するものを除く。)(及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関する事。

第六条中第十八号を第二十一号とし、第九号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、第八号を削り、第七号を第十一号とし、第六号を削り、第五号を第十号とし、第四号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 工事費その他の公金の徴収に関する事。

第六条中第三号を第七号とし、第二号を削り、同条第一号中「料金」を「水道料金」に、「水道使用場所」を「水道の使用場所」に改め、同号を同条第三号とし、同号の次に次の三号を加える。

四 水道料金の収納等に関する事(現金によるものに限る。)

五 水道料金等の夜間及び休日における収納の事務の委託を受けた者の指導及び監督に関する事。

六 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。

第六条第三号の前に次の二号を加える。

六 水道料金及び公共下水道の使用料等の納入証明書の発行に関する事。

一 給水条例第十四条の規定による給水の申込みの承認に関すること。
 二 給水条例第十九条の規定による届出の受理に関すること。
 第六条に次の五号を加える。

二十二 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関すること。
 二十三 公共下水道の使用料の調定に係る調査及び算定（公共下水道の使用場所における調査を要するものに限る。）に関すること。

二十四 公共下水道の使用料の収納等に関すること（現金によるものに限る。）。

二十五 公共下水道の使用料の納付の勧奨に関すること。

二十六 公金の出納（財務課において所掌するものを除く。）及び保管並びにその他の会計事務及び会計書類の保管に関すること。

附 則

この管理規程は、平成三十年一月一日から施行する。

千葉県水道局処務規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成二十九年十二月八日

千葉県水道局長 伊藤 稔

千葉県水道局管理規程第十三号

千葉県水道局処務規程の一部を改正する管理規程

千葉県水道局処務規程（昭和三十四年千葉県水道局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

別表第二水おお客様センターの項第一号イハ中「量水器の点検及び」を削り、同号イハ中「集金による」を「水道事務所において所掌する」に改め、同号に次のように加える。

ハ 公共下水道の使用料（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、その区域に水道事業の給水区域を含む市からその徴収等に関する事務の委託を受けた公共下水道の使用料をいう。以下同じ。）及びそれに係る延滞金の徴収等に関すること。

イ 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関すること。

ロ 公共下水道の使用料及びそれに係る延滞金の算定、請求及び収納等に関すること（水道事務所において所掌するものを除く。）。

別表第二水道事務所の項第一号ロチ中「給水申込み」を「給水の申込み」に改め、同号ロ（ウ）中「県水お客様センターにおいて所掌するものを除く」を「現金によるものに限る」に改め、同号ロ（ナ）を次のように改める。

ナ 第三十一条の規定による手数料、納付金及び開発負担金の減免に関すること。
 別表第二水道事務所の項第一号に次のように加える。

イ 公共下水道の使用料の徴収等に関すること。
 公共下水道の使用の開始、中止等に係る受付に関すること。

ロ 公共下水道の使用料の調定に係る調査及び算定（公共下水道の使用場所における調査を要するものに限る。）に関すること。
 ハ 公共下水道の使用料の収納等に関すること（現金によるものに限る。）。
 ニ 公共下水道の使用料の納付の勧奨に関すること。

附 則

この管理規程は、平成三十年一月一日から施行する。

告 示

千葉県告示第七百九十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する医療機関として救急業務に協力する旨の申出があつた次の病院を救急病院と認定した。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

名 称	所 在 地	認定の有効期限
学校法人国際医療福祉大 学 市川病院	市川市国府台六丁目一番一四 号	平成三十二年十二月七 日

千葉県告示第七百九十四号

次の病院の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条に規定する救急業務に協力する旨の申出の撤回があつた。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

名 称	所 在 地
公益財団法人化学療法研究会 化学療法研究所附属病院	市川市国府台六丁目一番一四号

千葉県告示第七百九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、市原都市計画区域区分を次のとおり変更した。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 都市計画の種類及び名称
 - 市原都市計画区域区分
- 二 都市計画を定める土地の区域
 - 市原市岩崎字宮場、字宮場州崎、字堂ノ下及び字上丸山並びに五井字進退場及び字外

進退場の各一部の区域

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の新設の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、大規模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。

その届出及び添付書類は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 （仮称）コメリパワー四街道店
 四街道市もねの里一丁目一〇番二

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
 新潟県新潟市南区清水四、五〇一番地一

ロ 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社コメリ 代表取締役 捧雄一郎
 新潟県新潟市南区清水四、五〇一番地一

3 大規模小売店舗の新設をする日
 平成三十年七月一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一四、三六六平方メートル

5 駐車場の収容台数
 一八五台

6 駐輪場の収容台数
 三〇台

7 荷さばき施設の面積
 二一〇平方メートル

8 廃棄物等の保管施設の容量

五四立方メートル

9 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 開店時刻は午前六時三十分、閉店時刻は午後九時三十分
 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前六時から午後十時まで

10 駐車場の自動車の出入口の数
 三か所

11 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前六時から午後十時まで

12 届出年月日
 平成二十九年十月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び四街道市環境経済部産業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 アトレ新浦安
 浦安市入船一丁目四八番地三ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 東日本旅客鉄道株式会社 代表取締役 富田哲郎
 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号

3 変更前の大規模小売店舗の名称
 新浦安駅ビル

4 変更後の大規模小売店舗の名称
 アトレ新浦安

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社有隣堂 代表取締役 松信裕ほか

6 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町一丁目四番地一ほか
 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社有隣堂 代表取締役 松信裕ほか
 神奈川県横浜市中区伊勢佐木町一丁目四番地一ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗の名称
 平成二十九年十月三十日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 平成二十九年五月二十日ほか

二 届出年月日

平成二十九年十月三十一日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成二十九年十二月八日から平成三十年四月九日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

舞浜駅前開発

浦安市舞浜二番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社オリエンタルランド 代表取締役 上西京一郎

浦安市舞浜一番地一

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社イクスピアリ 代表取締役 安岡譲治ほか

浦安市舞浜一番地四ほか

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社イクスピアリ 代表取締役 安岡譲治ほか

浦安市舞浜一番地四ほか

5 変更年月日

平成二十九年八月三十一日ほか

二 届出年月日

平成二十九年十一月七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課

建設業法に基づく処分

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項第二号及び第五号の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消した。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 商号 株式会社日本住宅管理サービス

二 主たる営業所の所在地 市川市本北方二丁目五番一四号

三 代表者の氏名 多田淳

四 許可番号 千葉県知事許可（般―二六）第三八三六〇号

五 取消しに係る建設業の種類 許可に係る全ての建設業

六 取消年月日 平成二十九年十二月八日

七 処分の原因となった事実 前記法人は、その役員のうち、平成二十五年七月二十六日に川越簡易裁判所から刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百二十二条の規定により罰金刑に処せられ、それが平成二十五年八月十日に確定した者がいることから、建設業法第八条第十一号の欠格要件に該当することが判明した。また、当該法人は、平成二十六年十月二十八日にした建設業許可申請において、同号の欠格要件に該当するにもかかわらず、欠格要件に該当しないと虚偽の申請を行い、同年十二月一日に不正の手段によって建設業の許可を受けた。これらのことが、同法第二十九第一項第二号及び第五号に該当する。

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄 治

一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局千葉県国道事務所

二 作業種類 公共測量（基準点測量）

三 作業期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域 千葉市中央区稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、今井一丁目、

今井二丁目、今井三丁目、川崎町、寒川町一丁目、寒川町二丁目、寒川町三丁目、塩田町、神明町、蘇我一丁目、蘇我二丁目、蘇我三丁目、蘇我町二丁目、出洲港、問屋町及び港町

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 木更津市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十三日まで
- 四 作業地域 木更津市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 成田市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十九年十二月十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 作業地域 成田市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 八千代市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十九年十二月一日から平成三十年三月二十二日まで
- 四 作業地域 八千代市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 富津市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十九年十月四日から平成三十年三月二十六日まで
- 四 作業地域 富津市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 南房総市
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
- 三 作業期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年三月二十七日まで
- 四 作業地域 南房総市全域

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 千葉県香取土木事務所
- 二 作業種類 公共測量（数値図化 レベル千）
- 三 作業期間 平成二十九年十一月六日から平成三十年三月二十三日まで
- 四 作業地域 香取市一ノ分目、大倉、大倉丁子、小見川、三ノ分目、下小堀、津宮、富田及び八日市場

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

- 一 測量計画機関 夷隅郡大多喜町
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影）

三 作業期間 平成二十九年十二月十五日から平成三十年二月二十八日まで
 四 作業地域 夷隅郡大多喜町全域

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年十一月十五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 柏市

二 作業種類 公共測量（三級基準点設置測量）

三 作業期間 平成二十九年八月一日から十一月十五日まで

四 作業地域 柏市宿連寺、根戸及び布施

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次の公共測量は平成二十九年十一月十五日に終了した旨測量計画機関の長から通知があった。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 測量計画機関 柏市

二 作業種類 公共測量（二級基準点復旧測量）

三 作業期間 平成二十九年八月二十一日から十一月十五日まで

四 作業地域 柏市手賀新田

都市計画区域区分の関係図書の縦覧

平成二十九年千葉県告示第七百九十五号に係る市原都市計画区域区分の関係図書は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画用途地域の関係図書の縦覧

平成二十九年十二月八日市原市の変更に係る市原都市計画用途地域の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧

に供する。

平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十九年十二月八日市原市の決定に係る市原都市計画地区計画岩崎養老川周辺地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画地区計画の関係図書の縦覧

平成二十九年十二月八日市原市の決定に係る市原都市計画地区計画古市場地区地区計画の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局都市計画課において縦覧に供する。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

都市計画土地区画整理事業の関係図書の縦覧

平成二十九年十二月八日市原市の変更に係る市原都市計画土地区画整理事業古市場土地区画整理事業の関係図書の送付があったので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、千葉県県土整備部都市整備局市街地整備課において縦覧に供する。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

建築公聴会の実施

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定による意見の聴取を次のとおり実施する。
 平成二十九年十二月八日

千葉県知事 鈴木 栄治

一 許可しようとする建築物の建築の計画

1 建築主

東金市東岩崎一番地一 東金市長 志賀直温

2 敷地の位置

東金市日吉台二丁目三二番一及び三二番三

3 建築物の用途

小学校(学校給食共同調理場)

二 意見の聴取の期日

平成二十九年十二月二十二日(金曜日)午後二時から

三 意見の聴取の場所

東金市東岩崎一番地一 東金市役所第二庁舎五階五〇一会議室及び五〇二会議室

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成29年12月8日

千葉県知事 鈴木 栄 治

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①ガスクロマトグラフトリプル四重極質量分析計 一式 ②千葉県衛生研究所 千葉市中央区仁戸名町666番地2 ③平成29年10月10日 ④東京電機産業株式会社 千葉市中央区村田町1, 211 ⑤55,080,000円 ⑥一般競争入札 ⑦平成29年8月25日

落札者等の公告

次のおり落札者等について公告する。

平成29年12月8日

千葉県立成田西陵高等学校長 荒木 邦 弘

【掲載順序】

①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項 ①千葉県立成田西陵高等学校管理諸室空調設備貸借 一式 ②千葉県立成田西陵高等学校 成田市松崎20番地 ③平成29年9月29日 ④株式会社JEC C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 ⑤31,202,496円 ⑥一般競争入札 ⑦平成29年

8月18日

購読料

月ぎめ
一部
一箇月、三〇〇円 (送料を含む。)

発行者

千葉市中央区市場町一番一号

千

葉

県

定期購読申込先
一部売り申込先

〇四三 (二二三) 二一五二
〇四三 (二二三) 二六五八